

議第 3 6 号

呉市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年呉市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 介護医療院は，入所申込者又はその家族からの申出があった場合には，前項の規定による文書の交付に代えて，第 5 項で定めるところにより，当該入所申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該介護医療院は，当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 略</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 介護医療院は，入所申込者又はその家族からの申出があった場合には，前項の規定による文書の交付に代えて，第 5 項で定めるところにより，当該入所申込者又はその家族の承諾を得て，当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において，当該介護医療院は，当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 5 5 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3～6 略</p> <p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措</p>

置等)

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 略

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第33条 略

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症又は

置等)

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2～4 略

(管理者による管理)

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第33条 略

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症及び

食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)・(4) 略

3 略

(協力病院)

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)・(4) 略

3 略

(協力医療機関等)

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感

感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

2 略

(揭示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(虐待の防止)

第40条の2 略

6 略

(揭示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 介護医療院は、重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(虐待の防止)

第40条の2 略

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医

<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p><u>療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第52条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 略</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>2 略</p>
--	---

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の呉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第35条第3項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第40条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第34条第1項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（提案理由）

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。